

特定新人選手選択会議（ドラフト）規程

第1条 （目的）

1. 公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「B リーグ」という）は、B.LEAGUE PREMIER（以下「B.PREMIER」という）における競技力の均衡および編成環境の健全化を図ることを目的に、特定新人選手選択会議（以下「ドラフト」という）を実施する。
2. 本規程は、B リーグ規約に基づき、ドラフトの申請手続、実施方法、運営その他必要事項について定めるものである。

第2条 （定義）

本規程において使用する用語の定義は次の各号のとおりとする。

(1) 特定新人選手とは、次の①ないし③の全てに該当する者を指す。

- ① 日本国籍を持つ選手（選手契約および登録に関する規程第 31 条 1 項に定める帰化選手を除く）、または公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「協会」という）の規定に基づき日本人選手と見做される選手
- ② 次のいずれかに該当する選手
 - (i) ドラフト開催シーズンの翌シーズン 9 月末日までに国内の高等学校もしくはそれに準ずるものとして B リーグが指定する国内外の後期中等教育機関（以下「高等学校等」という）を卒業する見込みのある選手
 - (ii) 高等学校等卒業（高等学校等卒業後、B リーグが指定する国内の高等教育機関（以下「大学等」という）へ進学して当該大学等に所属する者として協会に登録した場合はその登録を最後に抹消したとき。高等学校等卒業後、B リーグが指定する国外の大学等に進学した場合は当該大学等中途退学又は卒業したとき。ただしいずれの場合も、満 17 歳となった後に迎える 4 月 1 日から 3 年が経過した選手が、その後大学等に入学した場合を除く）からドラフト開催シーズンの 9 月末日時点で 2 年が経過していない選手
 - (iii) 高等学校等に進学せず満 17 歳となった後に迎える 4 月 1 日から 3 年が経過していない選手
- ③ 次のいずれにも該当しない選手
 - (i) 2way 契約（NBA に属するチームとの間の、NBA ゲータレードリーグの試合出場を可能とする選手契約）によらずに NBA に属するチームに在籍した経験を持つ選手
 - (ii) 2025 年 10 月 1 日時点で、B クラブとの間で、契約満了時期を 2026 年 6 月 30 日以降とするプロ選手契約を締結している選手
 - (iii) 2025 年 10 月 1 日時点で、B クラブ以外のチームや団体へ所属登録することなく、B クラブとの間で、契約満了時期を 2026 年 6 月 30 日以降とするアマチュア選手契約を締結している選手
 - (iv) 第 16 条に定める優先交渉対象選手のうち、優先交渉期間中に B クラブとプロ選手契約の締結に至った選手

- (2) B.PREMIER クラブとは、B.LEAGUE PREMIER 会員たるクラブを指す。
- (3) B.PREMIER ライセンスとは、B.LEAGUE PREMIER への参加資格であるクラブライセンスを指す。
- (4) ドラフト参加クラブとは、第7条に基づきドラフトへの参加が決定されたクラブを指す。
- (5) シーズンとは、7月1日から翌年6月末日の1年間を指す。
- (6) ドラフト開催シーズンとは、ドラフト開催日を含むシーズンを指す。

第3条 （契約交渉権の獲得）

- 1. B.PREMIER クラブは、ドラフトにより契約交渉権を獲得しなければ、特定新人選手との間で選手契約の交渉及び締結を行うことはできない。ただし、B クラブ以外のチームまたは団体へ所属登録をしながら特別指定活動を行うアマチュア選手契約は除く。
- 2. B リーグは、前項に違反して B クラブが選手契約を締結した特定新人選手について、B リーグ登録を行わない。

第4条 （ドラフトの構成、開催時期・方法、招集および議長）

- 1. ドラフトは、B リーグ代表理事 CEO（チェアマン）（以下「チェアマン」という）およびドラフト参加クラブの実行委員により構成される。
- 2. ドラフトは、毎年1月1日から1月31日までの間に開催される。ただし、全ドラフト参加クラブの実行委員の同意のある場合には、当該期間外に開催することができる。
- 3. ドラフトは、チェアマンが招集する。チェアマンは、ドラフトの開催日を決定し、開催日の14日前までに全ドラフト参加クラブの実行委員に書面または電磁的方法により通知の上、招集を行う。ただし、チェアマンが欠けたとき、またはチェアマンに事故があるときは、チェアマンが予め指名した者がこれに代わる。
- 4. ドラフトの議長は、チェアマンがこれに当たる。ただし、チェアマンが欠けたとき、またはチェアマンに事故があるときは、チェアマンが予め指名した者がこれに代わる。
- 5. ドラフトは、電話、インターネット等の通信回線を使用しての会議として開催することができる。ただし、その場合には各出席者の音声や映像等が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な意見表明を行うことができる環境であることを要する。
- 6. ドラフトは、チェアマンの決定により、その全部または一部を公開することができる。
- 7. ドラフト参加クラブの実行委員が欠けたとき、またはドラフト参加クラブの実行委員に事故があるときは、当該クラブは、予めチェアマンに届け出て承認を得ることにより、代理者を出席させることができる。
- 8. 予めチェアマンに届け出て承認を得た者は、オブザーバーとしてドラフトに出席することができる。

第5条 （ドラフトの参加基準）

ドラフトは、第7条1項に定めるドラフト参加審査時点において、次の各号を全て満たすクラブのみが参加できる。

- (1) ドラフト開催シーズンの翌シーズンおよび翌々シーズンの B.PREMIER ライセンスが交付されていること
- (2) 次の①ないし⑤の全てについて確約していること
 - ① 本規程に従って選手契約の締結に至った特定新人選手に対し、少なくとも引退後3年間の雇用を保障すること。ただし、当該選手が他クラブに移籍することなく引退まで継続して当該クラブに所属し、かつ当該選手が希望する場合に限る
 - ② B リーグが別途定める区分および人数のチームスタッフをドラフト開催シーズンの翌シーズン7月1日までに雇用すること
 - ③ 栄養士免許もしくは管理栄養士免許を保有する専属の栄養士をドラフト開催シーズンの翌シーズン7月1日までに雇用すること
 - ④ B リーグが別途定める基準に則りクラブ遠征時の特定新人選手に係る交通および宿泊を手配すること
 - ⑤ 練習場およびウェイトトレーニング施設規程に従って練習環境を整備すること

第6条 (ドラフトへの参加申請)

ドラフトへの参加を希望するクラブは、チェアマンに対し、ドラフト開催シーズンの9月末日午後12時(以下「参加申請期限」という)までに、以下の各号の参加申請資料(いずれもBリーグが定める様式)を提出することによって、参加申請をしなければならない。

- (1) 特定新人選手選択会議(ドラフト)参加申請書
- (2) 特定選手引退後の雇用保障に係る誓約書
- (3) Bリーグが別途定める区分および人数のチームスタッフの雇用確約書
- (4) 栄養士免許もしくは管理栄養士免許を保有する専属栄養士の雇用を証明する書類
- (5) クラブ遠征時の特定新人選手に係る交通および宿泊手配に関する確約書

第7条 (ドラフト参加審査およびドラフト参加クラブの決定、公表)

1. Bリーグは、ドラフト開催シーズンの11月に開催される理事会において、前条に従って提出された参加申請資料に基づきドラフト参加審査を行い、第5条に定める参加基準を満たすと理事会が判断したクラブについて、ドラフトへの参加を決定する。
2. Bリーグは、前項で決定されたドラフト参加クラブを、第10条が定める選択順抽選の結果とともに公表する。

第8条 (特定新人選手の志望表明、公示)

1. ドラフト参加クラブとの契約を希望する特定新人選手は、チェアマンに対し、ドラフト開催シーズンの9月1日午前0時から同12月第3金曜日午後12時(以下「志望表明期限」という)までに、その所属する団体に応じて次の各号に定める書類(いずれもBリーグが定める様式)を提出することにより、志望表明をしなければならない。
 - (1) 一般財団法人全日本大学バスケットボール連盟の加盟校に所属する特定新人選手
 - ① 「ドラフト志望届」
 - ② 所属する大学校長もしくは男子バスケットボール部部長の署名もしくは記名捺印(電磁的

方法によるものを含む。以下本条において同じ）のある「ドラフト志望届の受理報告」または、所属する大学校長もしくは男子バスケットボール部部长へドラフト志望を報告したことを証明する書類

(2) 都道府県高等学校体育連盟の加盟校に所属する特定新人選手

① 「ドラフト志望届」

② 所属する高等学校長の署名もしくは記名捺印のある「ドラフト志望届の受理報告」または、所属する高等学校長へドラフト志望を報告したことを証明する書類

(3) 一般社団法人日本社会人バスケットボール連盟に加盟するチームに所属する特定新人選手

① 「ドラフト志望届」

② 所属する企業またはチームの代表者の署名または記名捺印のある「ドラフト志望届の受理報告」

(4) B.LEAGUE U18 チームに所属する特定新人選手

① 「ドラフト志望届」

② 所属するチームの代表者の署名または記名捺印のある「ドラフト志望届の受理報告」
※所属チームを通じて提出すること

(5) B.ONE クラブおよび B.NEXT クラブに所属する特定新人選手

① 「ドラフト志望届」

② 所属するクラブの代表者の署名または記名捺印のある「ドラフト志望届の受理報告」

(6) 前各号のいずれにも該当しない特定新人選手

① 「ドラフト志望届」

※所属するチームや団体がある場合、当該チームまたは団体の代表者の署名または記名捺印のある「ドラフト志望届の受理報告」の提出が推奨される

2. B リーグは、前項に従ってドラフト志望表明を行った選手を、ドラフト志望選手リストに登録し、公示する。

3. 前二項にかかわらず、全米大学体育協会（以下「NCAA」という）に所属する特定新人選手は、志望表明を要することなく、ドラフトでの選択対象となる。

第9条 （特定新人選手の志望表明取下）

前条1項に従ってドラフト志望表明を行った選手は、チェアマンに対し、前条1項が定める志望表明期限までに、「ドラフト志望届の取下願」（B リーグが定める様式）を提出することにより、ドラフト志望表明を取り下げることができる。かかる場合、B リーグは当該選手をドラフト志望選手リストから除外する。

第10条 （選択順位の決定）

B リーグは、次の各号に定める方法に従って、ドラフト開催シーズンの12月に、ドラフト参加クラブによる特定新人選手の選択順位を決定する。

(1) 第1回（2026年開催）および第2回（2027年開催）のドラフト

・全てのドラフト参加クラブが同一の当選確率となる選択順抽選を実施し、1位選択クラブから26位選択クラブまで順番に決定する。

(2) 第3回目(2028年開催)以降のドラフト

- ① ドラフト参加クラブのうち、ドラフト開催シーズンの前シーズンの B.PREMIER プレーオフに出場していないクラブを対象として、当該クラブの当該シーズン最終順位に応じて次の当選確率が設定された抽選を実施し、1 位選択クラブから 3 位選択クラブまでを決定する。

・下位 3 クラブを 14.0%の当選確率に固定し、残りの 58.0%をその他のクラブのうち、ドラフト開催シーズンの前シーズンの最終順位が低いクラブから確率が高くなるように等しい倍率傾斜を付けた当選確率。ただし、ドラフト開催シーズンの前シーズンに B.PREMIER に参加していなかったドラフト参加クラブ(ドラフト開催シーズンにて初めて B.PREMIER ライセンスの交付を受けたクラブ)(以下「参入初年度クラブ」という)がある場合、当該クラブは本項に基づく選択順位の決定においては最も低い最終順位として扱い、その他のドラフト参加クラブは実際の最終順位から繰り上げた順位として扱われるものとする。なお、参入初年度クラブが 2 クラブ以上ある場合には、ドラフト開催シーズンの前シーズンの B.LEAGUE ONE 年間順位の低いクラブから順番に低い最終順位として扱う。

<ドラフト参加クラブが 26 クラブの場合>

前年 26 位:14.0%	前年 17 位:4.35%
前年 25 位:14.0%	前年 16 位:3.86%
前年 24 位:14.0%	前年 15 位:3.38%
前年 23 位:7.24%	前年 14 位:2.90%
前年 22 位:6.76%	前年 13 位:2.42%
前年 21 位:6.28%	前年 12 位:1.93%
前年 20 位:5.80%	前年 11 位:1.45%
前年 19 位:5.31%	前年 10 位:0.97%
前年 18 位:4.83%	前年 9 位:0.48%

- ② 前①の対象クラブのうち 1 位選択クラブないし 3 位選択クラブ以外のクラブを対象として、ドラフト開催シーズンの前シーズンの最終順位の低いクラブから順番に早い選択順とする。前①ただし書は本②に準用する。
- ③ ドラフト開催シーズンの前シーズンの B.PREMIER プレーオフに出場した 8 クラブを対象として、当該クラブの同シーズンの最終順位の低いクラブから順番に早い選択順とする。

第11条 (特定新人選手の選択)

1. ドラフト参加クラブは、前条に基づき決定された選択順位に従い、次の各号のとおり、特定新人選手を選択する。

(1) 第1回(2026年開催)および第2回(2027年開催)のドラフト

- ① 1 巡目を含む奇数巡目は、1 位選択クラブから順番に契約交渉を希望する特定新人選手を選択する。
- ② 2 巡目を含む偶数巡目は、前号の奇数巡目とは逆に 26 位選択クラブから順番に契約交渉を希望する特定新人選手を選択する。

③ 全てのドラフト参加クラブの選択が終了するまで前二号を繰り返す。

(2) 第3回目（2028年開催）以降のドラフト

① 1巡目は1位選択クラブから順番に契約交渉を希望する特定新人選手を選択する。

② 2巡目は1巡目で選択をしなかったクラブのうち上位の選択クラブから順番に選択し、その後1巡目で選択をしたクラブのうち上位の選択クラブから順番に選択をする。

③ 3巡目以降も前巡目の選択有無によって前号と同様の順番で選択をする。

④ 全てのドラフト参加クラブの選択が終了するまで前号を繰り返す。

2. ドラフト参加クラブは、特定新人選手のうち、Bリーグがドラフト志望選手リストにて公示したもののみを選択することができる。ただし、NCAAに所属する特定新人選手はドラフト志望選手リストに掲載されていない場合であっても、選択することができる。
3. ドラフト参加クラブは、選択した特定新人選手に対する契約交渉権を獲得する。
4. ドラフト参加クラブは、各巡目において選択を行わないこと（選択回避）ができる。
5. ドラフト参加クラブは、他のドラフト参加クラブが選択した特定新人選手を重ねて選択することはできない。
6. ドラフト開始時点でドラフト参加クラブの実行委員または第4条7項に基づく代理者の出席がない場合、当該クラブは特定新人選手を選択する権利を失う。

第12条（特定新人選手との選手契約）

1. ドラフト参加クラブは、ドラフトにて契約交渉権を獲得した特定新人選手（以下「選択選手」という）との選手契約締結を目指し、誠実に交渉を行わなければならない。
2. 選択選手とドラフト参加クラブとの選手契約は、選手契約および登録に関する規程および本条に則り締結されなければならない。
3. 選択選手とドラフト参加クラブとの選手契約における契約金および年俸は、当該選択選手の区分およびドラフトでの選択順位に応じて別紙表1のとおりとしなければならない。
4. 選択選手とドラフト参加クラブとの選手契約における契約期間は3年間とする。ただし、契約期間の3年目に限り、選択選手による任意の契約解除を可能とするプレーヤーオプションを設定することができる。当該プレーヤーオプションを設定する場合は、報酬は別紙表1所定の年俸のみとし、支度金ならびに選手契約および登録に関する規程第3条に定める手当を除き、契約金その他一切の金銭を支払ってはならない。
5. 選択選手とドラフト参加クラブとの選手契約における契約期間の1年目は、ドラフト開催シーズンの翌シーズンと同一でなければならない。
6. 選択選手との契約期間満了時及び選択選手が第4項所定のプレーヤーオプションを行使した場合の契約更新または移籍等の手続については、選手契約および登録に関する規程に従う。

第13条（契約交渉権の有効期間と喪失）

1. ドラフト参加クラブは、ドラフト開催シーズンの3月末日まで（以下「交渉期限」という）に選択選手と選手契約の締結に至らなかった場合、当該選択選手に対する契約交渉権を喪失する。
2. 前項にかかわらず、NCAAに所属する特定新人選手との交渉期限は、ドラフト開催シーズンの6月末日までとする。

3. ドRAFT参加クラブは、選択選手の同意を得て、交渉期限前に契約交渉権を放棄することができる。

第14条（自由交渉選手リスト）

1. ドRAFT参加クラブは、選択選手に対する契約交渉権を喪失または放棄した場合、ただちに当該選手を自由交渉選手リストに登録しなければならない。
2. Bリーグは、ドRAFTにおいていずれのドRAFT参加クラブからも選択されなかった特定新人選手を自由交渉選手リストに登録し、前項により自由交渉選手リストに登録された特定新人選手とともに公示する。
3. 前2項により自由交渉選手リストに登録された特定新人選手は、B.PREMIER クラブ（当該選手が第16条に定める優先交渉対象選手である場合は、所属する B.LEAGUE U18 チームを保有する B.PREMIER クラブを除く）との間で、当該ドRAFT開催シーズンの翌シーズンを契約期間に含む選手契約を締結することができない。なお、本項は、当該ドRAFT開催シーズンの翌シーズンのドRAFTにおいて第15条により再選択が制限されるクラブ以外のドRAFT参加クラブから選択されることを妨げるものではない。

第15条（再選択の制限）

第13条により選択選手との契約交渉権を喪失または放棄したドRAFT参加クラブは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該選手を当該ドRAFT開催シーズンの翌シーズン以降のドRAFTにおいて再度選択することができない。

- (1) 進学その他の事由により当該選手が再び就学した場合
- (2) 当該選手が、Bリーグに対し、当該ドRAFT開催シーズンの翌シーズン以降のドRAFTの志望表明期限までに、当該クラブから再度選択されることを承諾する意思を表明した場合
- (3) 当該選手が、再び志望表明をしたドRAFTにおいていずれのドRAFT参加クラブ（当該クラブを除く）からも1巡目の選択をされなかった場合

第16条（優先交渉）

1. B.PREMIER クラブは、ドRAFT開催シーズンの前々シーズンにおける U18 チームの選手登録期限からドRAFT開催シーズンの9月1日までの間連続して（4月1日から U18 チームの選手登録期限までは連続したものみなす）自らが保有する B.LEAGUE U18 チームに所属している選手のうち、ドRAFT開催シーズンの前シーズン4月1日時点で満18歳の誕生日を迎えていない選手（以下「優先交渉対象選手」という）に対し、ドRAFT開催シーズンの12月1日までの間（以下「優先交渉期間」という）、選手契約締結に向けた交渉を行い、ドRAFTを経ることなくプロ選手契約を締結することができる。
2. 前項により B.PREMIER クラブが優先交渉対象選手との間で選手契約を締結した場合、当該クラブは、ドRAFT開催シーズンの3月末日までの間、当該優先交渉対象選手の U18 チーム選手としての協会の登録を抹消してはならない。
3. 優先交渉期間中、他の B クラブは優先交渉対象選手に対し、選手契約締結に向けた交渉を目的として接触してはならない。

4. 第1項の交渉によりプロ選手契約の締結に至った場合、当該選手契約の契約期間は3年間のみとし、年俸は下限360万円から上限1400万円の間で交渉により決定しなければならない、契約金を支払ってはならない。
5. 優先交渉対象選手がドラフトにおいていずれのドラフト参加クラブからも選択されなかった場合、当該選手が所属するB.LEAGUE U18チームを保有するB.PREMIERクラブは、ドラフト開催後においても、当該選手と選手契約締結に向けた交渉をすることができ、締結に至った場合の条件は前項に定める契約期間および年俸のとおりとする。

第17条（参加基準の未充足）

1. ドラフト参加クラブがドラフト開催前に第5条に定めるいずれかの参加基準を満たさないこと（前シーズンのドラフトに関し、第5条2項の各事項について確約したにもかかわらず、当該確約が遵守されなかったことを含む。本条において以下同じ。）が明らかになった場合、当該クラブは、ドラフトへの出席および特定新人選手の選択を行うことができない。
2. ドラフト参加クラブがドラフト開催後選手契約締結前に第5条に定めるいずれかの参加基準を満たさないことが明らかになった場合、当該クラブは全ての選択選手との契約交渉権を喪失する。この場合、当該クラブは、全ての選択選手を遅滞なく自由交渉選手リストに登録しなければならない。ただし、当該選択選手が当該クラブとの契約交渉を希望する場合はこの限りではない。
3. ドラフト参加クラブと選択選手との選手契約が締結された後に、当該クラブが第5条に定めるいずれかの参加基準を満たさないことを原因として当該選択選手が当該選手契約を解除した場合、当該クラブは、当該選択選手を遅滞なく自由交渉選手リストに登録しなければならない。

第18条（抽選による再交渉権の獲得）

1. 第13条1項、同条3項または前条2項により、ドラフト参加クラブが選択選手との契約交渉権を喪失または放棄した場合、並びに前条3項の場合において、当該選択選手に帰責事由がないとBリーグが判断した場合、Bリーグは、当該選択選手を対象とする抽選方式による再交渉権の獲得機会（以下「再交渉抽選会」という）を設ける。
2. 再交渉抽選会に参加できるクラブは第5条に定める参加基準を満たさなければならない、かつ、選択選手との契約交渉権を喪失または放棄したクラブは、再交渉抽選会に参加することができない。
3. 第1回（2026年開催）および第2回（2027年開催）における再交渉抽選会は、当該選手との契約を希望するドラフト参加クラブが同一の当選確率となる抽選を実施し、再交渉権獲得クラブを決定する。
4. 第3回（2028年開催）以降における再交渉抽選会は、当該選手との契約を希望するドラフト参加クラブのうち、第10条2号の定めに従って、ドラフト開催シーズンの前シーズンの最終順位の低いクラブから確率が高くなるように等しい倍率傾斜を付けた当選確率の抽選を実施し、再交渉権獲得クラブを決定する。
5. 再交渉抽選会の開催時期、方法、志望表明期限その他手続については、Bリーグが指定する。

別紙

表 1

2 年契約 +プレイヤーオプション	日本の高校 海外の高校 卒業		日本の大学 海外大学 (NCAA D1 除く) 在学 / 中退 / 卒業		NCAA D1 在学 / 中退 / 卒業 B.LEAGUE ONE 経験		世界大会 A 代表経験あり / 海外リーグ (NBA 除く) 2 年以内	
	年 俸							
	-		-		-		1 億円	
	1 巡目		1,400 万円		1,800 万円		3,000 万円	
	2 巡目		1,100 万円		1,400 万円		1,800 万円	
それ以降		800 万円		1,000 万円		1,400 万円		
3 年契約	日本の高校 海外の高校 卒業		日本の大学 海外大学 (NCAA D1 除く) 在学 / 中退 / 卒業		NCAA D1 在学 / 中退 / 卒業 B.LEAGUE ONE 経験		世界大会 A 代表経験あり / 海外リーグ (NBA 除く) 2 年以内	
	契約金	年 俸	契約金	年 俸	契約金	年 俸	契約金	年 俸
	-		-		-		1.5 億円	
	1 巡目		2,400 万円		3,000 万円		4,500 万円	
	2 巡目		1,800 万円		2,400 万円		3,000 万円	
	それ以降		1,200 万円		1,800 万円		2,400 万円	

※スペシャル：世界大会（FIBA W 杯、オリンピック本戦）出場平均 15 分以上の選手が対象。

〔制 定〕
2025 年 8 月 19 日